

指導資料



鹿児島県総合教育センター

特別支援教育 第142号

- 幼, 小, 中, 高, 盲・聾・養護学校対象 -
平成18年5月発行

障害のある子どもの保護者を支える教育相談の在り方

平成17年4月の「発達障害のある児童生徒等への支援について(通知)」(文部科学省)に示されるように、障害のある子どもの教育的ニーズに対する適切な支援の充実や、その保護者を支えるための様々な取組が求められている。

このような時代の背景を基に、各学校では、保護者が子どもの障害に関する気付きや悩みなどを、学級担任等に自由に相談できる体制や環境が整備されつつあるものの、十分に機能していない現状が見られる。近年、注目されているLDやADHDなどの、いわゆる軽度発達障害のある子どもの保護者に対しても、その思いが適切に受け止められないまま、子どもの理解や支援が進められ、保護者に対する配慮が十分なされていない現状がある。

そこで、本稿では障害のある子どもの保護者の心情を受け止めるため、教師の基本的な姿勢や保護者を支える教育相談の具体的な進め方について述べる。

1 障害のある子どもの教育相談

障害のある子どもの教育相談は、その対象が子ども本人とその保護者であり、特に、保護者の心情を十分に受け止めた教育相談が求められる。その中で、教師と保護者は

子どもの生涯を見通し、現在の発達段階や障害の程度、状態に応じた適切な支援を行う必要がある。

そこで、教師は保護者の話をじっくり聴く態度(傾聴)や、保護者が感じているように共に感じる態度(共感)、保護者のこれまでの努力や苦勞などを肯定的に認める態度(受容)などを心掛け、教育相談に臨むことが大切である。障害のある子どもの教育相談は、保護者を中心に行われることが多く、保護者にとっては、次のような意義が考えられる。

障害の受容への支援

ありのままの子どもの姿を受け入れることで、心理的な安定を得られる。

良好な親子関係の形成

子どもとの具体的ななかかわり方等を学ぶことで、よりよい親子関係が形成される。

乳幼児期の発達促進

子どもの発達に見通しがもて、日常的なかかわりの重要性に気付ける。

障害の状態の改善

障害に関する的確な理解と、改善・克服に努める姿勢が形成される。

特別支援教育に対する理解

今後の特別支援教育の在り方や見通しについて理解することができ、心理的負担が軽減される。

2 教育相談を進めるに当たっての配慮点

(1) 保護者との信頼関係の構築

教師は、保護者のこれまでの子育ての努力を認め、子どもの現在の状況や子どもの支援に対する目的などを共有しながら、保護者との信頼関係を築くことが重要である。また、子どもや保護者のニーズに対応するために、保護者と密に情報を交換することが必要であり、日ごろから、何でも話せる人間関係を作っておくことが大切である。さらに、教育相談の中では、保護者の意思や自己決定を無視した指示や説明、指導を慎むことも、信頼関係を保つ上で必要なことである。

(2) 保護者の障害受容

子どもの障害の受容については、個人差があるものの、図1のような過程をたどる保護者が多い。教師は、保護者のその時々^どの思いを受け止めながら、教育相談を進めていくことが大切である。

(3) 相談しやすい環境の整備

保護者の相談のニーズは、子どもの障害の気付きと理解に関することが多く、保護者は相談できる相手や場所、機会を求めている。

そこで、教師はニーズのある保護者に対して、「いつでも」、「どこでも」、「相談したい人」と相談ができる環境を整えておく必要がある。また、相談で得られた個人情報^どは、保護する観点だけではなく、誤解や学校への不信感が生じないようにするためにも、管理を慎重にしなければならない。

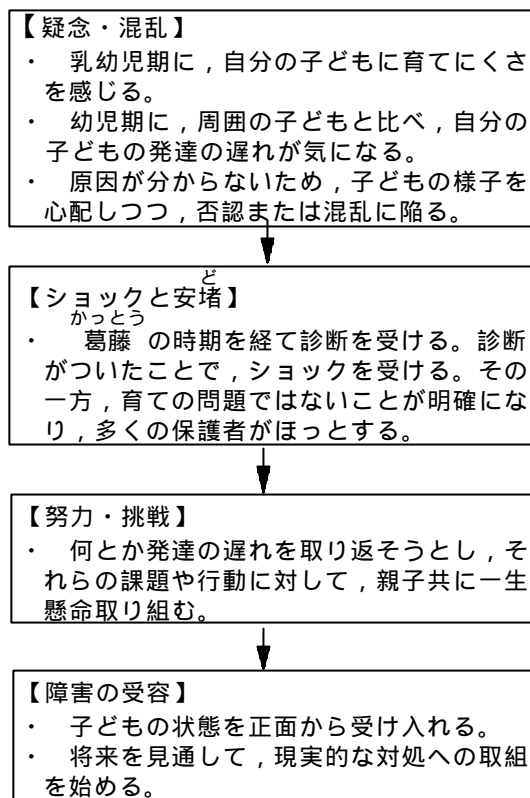


図1 障害の受容までの過程

3 教育相談による支援内容と方法

(1) 保護者と共に進める子ども理解

保護者が子どもへの支援を受け入れるためには、まず教師と保護者が共に正しく子どもを理解することが必要である。子どもの実態を共通理解することで、保護者の心的負担を軽減し、子どもへのかかわりをよりよいものへと促すことができる。具体的には、表1のようなアセスメント(子どもに関する情報の収集と分析)を実施し、子ども理解を進める。

子どもの障害の状態を改善し、発達を促すためには、子どもの姿を多面的にとらえておくことが必要である。子どもの興味・関心などの様々な情報は、子どもが困っている状況に対応した支援の在り方を探る重要な手がかりとなる。

表 1 アセスメントの例

録聞 かき 取り のり 情や 報観 察記	情緒面 得意・不得意な面，好き嫌い， 思いや願いなど 行動面 落ち着きの程度，過敏さや緩慢 さなど 対人関係 友達や大人とのかかわりなど 身体の動き 堅さや柔らかさなど
諸 検 査 か ら の 情 報	・ 遠城寺式乳幼児用分析的発達検査 ・ S - M 社会生活能力検査 ・ 絵画語い発達検査 ・ W I S C - (知能検査) ・ 田中ビネー (知能検査) ・ K - A B C (知能認知処理測定) ・ Y G 性格検査 ・ パウムテスト(人格検査) ・ ロールシャッハテスト(心理検査) など

(2) 保護者のニーズへの把握と対応

保護者は，子どもを生涯にわたり支援する存在であり，子どものライフステージに応じた様々なニーズを抱えている。教師はこの保護者のニーズを把握し，対応する支援を提供することが重要である。そのために，教師は定期的な個別の相談を実施したり，連絡帳などを活用したりして，常に家庭や学校での子どもの様子について情報を交換しておく必要がある。その中で，子育てへのアドバイスや情報提供を行いながら，関係機関等との連携なども図っていく。

(3) 子どもの教育的ニーズへの対応

アセスメントで得られた情報を基に，子どもの教育的ニーズを整理し，学校や家庭で共通した取組を進める。そのために，子どものニーズに対する的確な目標を設定し，その支援内容と方法を選択する。

支援の具体的な内容と方法は，保護者や担任，教育相談担当者，特別支援教育コーディネーターなどで話し合い，具体的な授

業レベルの個別の指導計画に示していく。そこでは，教師は保護者の思いをくみ取りながら，支援者として支えていくことが重要である。

また，指導後の評価についても，教育相談の中で保護者との話し合いを重ね，保護者の思いをできるだけ反映した支援の内容と方法の改善を図っていくことが大切である。

(4) 保護者を支える相談体制づくり

学校で，子どもの教育的ニーズに応じた支援を進めていくためには，図2のような保護者と学校，関係機関等との協力体制づくりが欠かせない。

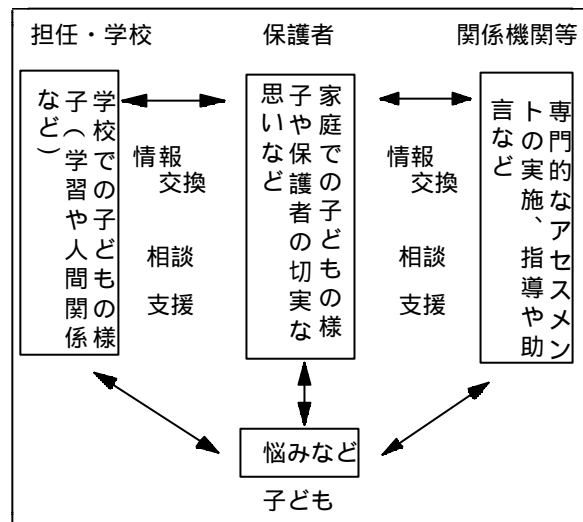


図 2 保護者を中心とした協力体制

このように，保護者を中心とした協力体制を整えることで，保護者と子どもを総合的に支える取組が可能となる。また，保護者は，子どもを取り巻く環境（友達やほかの保護者，地域など）へも働き掛けやすくなることで，心的な負担が軽減され，これからの生活に希望をもつことができる。

4 実践例

通常の学級に在籍しているADHDと診断された子どもの保護者との相談

(1) 主訴

- ・ 集団参加への困難
- ・ 学習場面における集中力の欠如
- ・ 自己評価の低下に伴う不登校傾向

(2) 子どもの概要

- ・ A児 小学校1年 男
- ・ 祖父母，両親，姉，本人の6人家族
- ・ 幼児期から行動が落ち着かず，幼稚園での集団活動に困難を示した。
- ・ 小学校入学後も行動全般が落ち着かず，学習にも集中しにくかった。国語や算数に苦手意識をもち，学習意欲をなくす。
- ・ 一緒に遊ぶ友達がいないため，元気がなく，登校を渋るようになる。

(3) 担任との教育相談の実際

ア 子どもの理解

- ・ 学校における子どもの様子を，日常の行動観察で把握した。
- ・ 知能検査を実施した。
- ・ 主訴にある子どもの行動面の問題や困難をチェックリストで把握した。

イ 保護者のニーズの把握と対応

- ・ 月1回の定期的な教育相談で，家庭や学校での様子について情報を交換し，良好な点や困難を示す点などを共通理解した。
- ・ 連絡帳で密に連携をとり子どもの成長や有効であった支援を伝え合った。

ウ 子どもの教育的ニーズへの対応

- ・ アセスメントの結果は，IQは80，行動面のチェックでは多動性や衝動性の傾向が強く出ていた。
- ・ 子どもを対象にした教育相談を実施し，子どもが困っていることや保護者が望んでいる支援の内容を把握した。
- ・ 算数や国語の時間に個別指導の時間を設定したり，学習量を調整したりして，A児の学習意欲を高めた。
- ・ 友達とかかわる場を設定した。学習や学校行事などでグループ活動を取り入れたたり

係活動に友達とペアで取りませたりして，お互いのよさを見つけ認め合うような働き掛けを行った。

- ・ 進んで学習したり，望ましい行動ができたことを一覧できるチェックカードを作成し，学校や家庭で活用した。

エ 保護者を支える相談体制づくり

児童総合相談センターと連携をとり，A児の困り感^{*1)}や行動などの読み取りや，望ましいかかわり方についての情報を収集し，その内容を共通理解した。

- (4) 教育相談を通じた保護者や子どもの変容
- 定期的な教育相談を設定したことで，教師と保護者との連携が密になり，子どもの障害への気付きや悩みの改善につながった。保護者は，担任や関係機関からの支援を受け入れ，積極的に子どもにかかわれるようになった。子ども自身も，困り感に対する適切な支援により，学習意欲が高まってきた。また，友達とのかかわりも改善し，学校生活を楽しめるようになった。

*1) 「困り感」とは，学習面や行動面，対人的なかわりなどについて，児童生徒自身が課題に感じて自分で改善しようと努力しているものの，うまく解決が図られずに戸惑ったり，つまずいたり，滞ったりしている状態像の総称としてとらえる。

このように，教育相談を通して教師と保護者が子どもを理解し合い，学校全体で保護者や子どものニーズにこたえる支援を充実していくことが重要である。今後，保護者と子どもを取り巻く環境を整え，保護者と子どもの心理的な支えとなる教育相談が求められる。

【引用・参考文献】

国立特殊教育総合研究所 「はじめての教育相談」平成16年

(特別支援教育研修課)

